

# 「栃木県次世代育成支援対策行動計画（後期）／とちぎ子育て支援プラン」の概要

## 1 計画策定の趣旨と基本理念

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）においては、

- 国及び地方公共団体並びに事業主は、平成17年度からの10年間、次世代育成支援対策についての集中的かつ計画的な取組を推進すること、
- 都道府県は、5年ごとに、5年を1期として次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定すること、

が必要であるとされています

本県では、平成17年3月に、家庭が子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを安心して生み育てられ、また子どもたちが健やかに育つことができる社会環境を整備することを基本理念として、平成17年度から21年度までの5年間の計画期間とした前期の栃木県次世代育成支援対策行動計画「とちぎ子育て支援プラン」（以下「前期行動計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

今般、前期行動計画の期間満了に伴い、これまでの実施状況の評価や新たな視点等を踏まえ、「栃木県次世代育成支援対策行動計画（後期）／とちぎ子育て支援プラン」を策定するものです。

本計画により、保護者が子育てについて第一議的な責任を有するという認識の下で、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるよう様々な施策を計画的に実施していきます。

## 2 計画の性格及び役割

本県の次世代育成支援対策を総合的に推進するための基本となる計画であり、その基本目標やこれを実現するための推進施策などを示します。

県、市町村、家庭、学校等、地域社会、企業などが相互に連携、協力を図りながら社会全体で次世代育成支援対策を推進していくための指針となるものです。

次世代法第9条に基づく都道府県行動計画であるとともに、以下の性格を有します。

- 「栃木県総合計画」の部門計画
- 「母子家庭及び寡婦自立促進計画」（母子及び寡婦福祉法第12条）
- 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」（平成19年度厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

## 3 計画の期間等

本計画は、平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年次とする5か年計画です。

本計画に基づく実施状況については、前期行動計画に引き続き、市町村等との連携の下で進行管理を行い、毎年度公表します。

本計画に基づく毎年度の具体的な県の施策については、前期行動計画に引き続き、毎年度示していきます。

## 4 計画の構成

本計画は、5部構成となっており、各部の構成は、次のとおりです。

### 第1部 計画の概要

計画策定の趣旨と基本理念、計画の性格及び役割、計画の期間等、計画の体系を示します。

### 第2部 子どもを取り巻く現状

各種のデータから、少子化の進行状況及び子育て環境づくりを進める上で影響が大きいと考えられる家庭環境、地域社会、仕事と子育ての両立の状況について、その特徴的な現状を示します。

### 第3部 計画の基本方針

第1部で示した基本理念を実現するため、第2部で明らかにした現状を踏まえ、3つの基本目標及び7つの施策展開の基本方向を示します。

### 第4部 施策の展開

第3部で示した7つの施策展開の基本方向に沿って、具体的な取組の内容等を示します。

### 第5部 計画の推進体制

各主体（家庭、学校等、地域社会、企業、行政）ごとに期待される役割及び県の推進体制を示します。

## 5 計画の推進体制

知事を本部長とする「栃木県子育て環境づくり推進本部」を中心として、庁内関係部局等において緊密な連携を図りながら、本計画の着実な推進に努めます。

外部の有識者等で構成する「栃木県子育て環境づくり推進会議」等の場を通じて県民の意向を把握し、具体的な施策の実施や計画の見直し等に反映させていくよう努めます。

## 6 計画の基本目標

- (1)子どもの権利と生命を尊重し慈しむ社会づくり
- (2)子育てを社会全体で支える環境づくり
- (3)安心して子どもを産み育てられる環境づくり

## 7 施策展開の基本方向

